

○財務省告示第三百六十号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十四年十月九日に発行した政府短期証券の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年十一月八日

財務大臣 城島 正光

一 名称及び記号 国庫短期証券（第三百十四回）

二 発行の根拠の法律及びその条項 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第三百三十六条第一項及び第三百三十七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に発行される入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下

九 振替単位

十 発行日

十一 発行価格

十二 発行価額

十三 発行額

十四 発行額

十五 発行額

十六 発行額

十七 発行額

十八 発行額

十九 発行額

二十 発行額

二十一 発行額

二十二 発行額

二十三 発行額

二十四 発行額

二十五 発行額

二十六 発行額

二十七 発行額

二十八 発行額

二十九 発行額

三十 発行額

三十一 発行額

三十二 発行額

三十三 発行額

三十四 発行額

三十五 発行額

三十六 発行額

三十七 発行額

三十八 発行額

三十九 発行額

四十 発行額

四十一 発行額

四十二 発行額

四十三 発行額

四十四 発行額

四十五 発行額

払込期日

者入札参加

場所

元金

償還金額

償還金額を支払い、その翌営業日に

償還金額を支払う。

償還金額を支払い、その翌営業日に

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

平成二十四年十月九日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行

額面金額

百円につき百円

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

償還金額を支払う。

十七銭三厘五毛

十七銭三厘五毛

十七銭三厘五毛

十七銭三厘五毛

十七銭三厘五毛

十七銭三厘五毛

十七銭三厘五毛

十七銭三厘五毛

十七銭三厘五毛

十七銭三厘五毛

十七銭三厘五毛

十七銭三厘五毛

十七銭三厘五毛

十七銭三厘五毛

十七銭三厘五毛

十七銭三厘五毛

十七銭三厘五毛

平成二十四年十月九日

す。

額の整数倍の金額によるものと

の記載又は記録は、最低額と

振替法の規定による振替口座簿